

介護保険制度における軽度者への給付を継続することを求める意見書（案）

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具貸与、住宅改修サービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折の予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に、軽度者に対する福祉用具貸与、住宅改修サービス、デイサービス及び訪問介護等の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等、弱者の切り捨てになりかねません。また、これらのサービスの利用が抑制されることで重度化が進み、結果として、介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

誰もが自立して生活できる社会を望むものであり、その希望と意欲を守ることこそが介護保険制度の根幹を成す考えでなければなりません。

以上の理由から、次期介護保険制度改正における軽度者への給付見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐ介護保険制度の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点で検討するよう強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月29日

米沢市議会議長 海老名 悟

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様